

1 2 月 8 日 (第 1 号)

平成26年第5回豊能町議会定例会会議録目次

平成26年12月8日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	3
町長あいさつ	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3

（議案提案説明・質疑・討論・採決）

第3号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	3
第4号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	4

（議案提案説明）

第47号議案	豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条 例制定の件	5
第48号議案	豊能町税条例等改正の件	5
第49号議案	豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件	6
第50号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件	7
第51号議案	豊能町下水道条例改正の件	7
第52号議案	豊能町立公民館条例改正の件	8
第53号議案	豊能町立総合体育施設条例改正の件	8
第54号議案	豊能町公共下水道水洗便所改造資金貸付基金 条例廃止の件	8
第55号議案	平成26年度豊能町一般会計補正予算の件	9
第56号議案	平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定補正予算の件	10

第 5 7 号議案	平成 2 6 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件……………	1 1
第 5 8 号議案	平成 2 6 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件……………	1 1
第 5 9 号議案	平成 2 6 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件……………	1 2
第 6 0 号議案	平成 2 6 年度豊能町水道事業会計補正予算の件……………	1 2
散 会 の 宣 告	……………	1 3

平成26年第5回豊能町議会定例会会議録（第1号）

年 月 日 平成26年12月8日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 14名

1 番 野村 剛志	2 番 管野英美子
3 番 永谷 幸弘	4 番 橋本 謙司
5 番 井川 佳子	6 番 高橋 充徳
7 番 岩城 重義	8 番 小寺 正人
9 番 永並 啓	10番 竹谷 勝
11番 福岡 邦彬	12番 高尾 靖子
13番 西岡 義克	14番 川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	田中 龍一	副 町 長	中井 勝次
教 育 長	石塚 謙二	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	木田 正裕	建設環境部長	石田 望
上下水道部長	高 秀雄	消 防 長	高田 龍二
会 計 管 理 者	川上 和博	教育総務課長	塩山 博之

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	乾 利昭	書 記	杉田 庄司
書 記	増田 稔		

議事日程

平成26年12月8日（月）午後1時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 第 3 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について
- 日程第 4 第 4 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について
- 日程第 5 第 4 7 号議案 豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条
例制定の件
- 日程第 6 第 4 8 号議案 豊能町税条例等改正の件
- 日程第 7 第 4 9 号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件
- 日程第 8 第 5 0 号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 日程第 9 第 5 1 号議案 豊能町下水道条例改正の件
- 日程第 1 0 第 5 2 号議案 豊能町立公民館条例改正の件
- 日程第 1 1 第 5 3 号議案 豊能町立総合体育施設条例改正の件
- 日程第 1 2 第 5 4 号議案 豊能町公共下水道水洗便所改造資金貸付基金
条例廃止の件
- 日程第 1 3 第 5 5 号議案 平成26年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第 1 4 第 5 6 号議案 平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事
業勘定補正予算の件
- 日程第 1 5 第 5 7 号議案 平成26年度豊能町国民健康保険特別会計診
療所施設勘定補正予算の件
- 日程第 1 6 第 5 8 号議案 平成26年度豊能町介護保険特別会計事業勘
定補正予算の件
- 日程第 1 7 第 5 9 号議案 平成26年度豊能町下水道事業特別会計補正
予算の件
- 日程第 1 8 第 6 0 号議案 平成26年度豊能町水道事業会計補正予算の
件

開会 午後1時00分

○議長（竹谷 勝君）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第5回豊能町議会定例会を開会いたします。

定例会に当たりまして町長より発言を求められていますので、これを許します。

田中龍一町長。

○町長（田中龍一君）

皆様、改めましてこんにちは。

議長よりお許しがございましたので、一言御挨拶申し上げます。

平成26年第5回豊能町議会定例会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、衆議院の選挙中の大変お忙しい中とは存じますが、全員御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

また、豊能町の景色は、モミジは残っておりますけれども、先日来よりの日本付近の非常に強い寒気が流れ込んで、日本海側では大雪になるなど、気温、気候的にはすっかり冬となってまいりました。

月も12月になりまして、12月はふるさと寄附の件数の多い月でもございまして、先月中に豊能町のふるさと寄附もリニューアルいたしまして、広報「とよの」に折り込み、ホームページなどでもPRしております。昨年以上の寄附があればと期待しているところでございます。

さて、今回提案させていただいております議案につきましては、条例制定が1件、条例廃止が1件、条例改正が6件、人事案件が2件、補正予算が6件の合計16件でございます。議員の皆様におかれましては、慎重に御審議いただき御決定賜りますよう

お願い申し上げます。開会に当たりましての、簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会より、今会期中における写真撮影の申し出があります。

申し出どおり写真撮影を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なしと認めます。

よって今会期中、写真撮影を許可いたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番・管野英美子議員及び3番・永谷幸弘議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月22日までの15日間と決定いたしました。

日程第3「第3号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

それでは、第3号諮問、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明申し上げます。

人権擁護委員の任期満了に伴う、同委員の候補者の推薦に際し、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

本件は、平成27年6月30日をもって人権擁護委員の任期が満了するに伴い、再度候補者として法務大臣に対し推薦するものでございます。

それでは、候補者の略歴を御説明いたします。

氏名は、中川加代子さんです。

住所は、大阪府豊能郡豊能町吉川505番地でございます。

生年月日は、昭和20年8月29日でございます。

中川さんは、平成15年4月より人権擁護委員として人権擁護に幅広く御活躍いただいております。今後も人権擁護委員として適切に対処していただける方であろうと存じてますので、引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。

なお、人権擁護委員の任期は3年でございます。

説明は以上でございます。議員の皆様の御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第3号諮問は原案のとおり適任と認められました。

日程第4「第4号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

それでは、第4号諮問、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明申し上げます。

人権擁護委員の任期満了に伴う、同委員の候補者の推薦に際し、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

本件は、平成27年6月30日をもって人権擁護委員の任期が満了するに伴い、再度候補者として法務大臣に対し推薦するものでございます。

それでは、候補者の略歴を御説明いたします。

氏名は、上田宏治さんです。

住所は、大阪府豊能郡豊能町余野369番地の1でございます。

生年月日は、昭和22年9月16日でございます。

上田さんは、平成21年7月より人権擁護委員として人権擁護に幅広く御活躍いただいております。今後も人権擁護委員として適切に対処していただける方であろうと存じてますので、引き続き人権擁護委員に推薦

するものでございます。

なお、人権擁護委員の任期は3年でございます。

説明は以上でございます。議員の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第4号諮問は原案のとおり適任と認められました。

日程第5「第47号議案 豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩山教育総務課長。

○教育総務課長（塩山博之君）

第47号議案、豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例制定の件について、提案の理由を説明させていただきます。

現在、町立保育所の入所の要件につきましては、豊能町立保育所保育の実施条例で規定しておりますが、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、当該条例を廃止し、子ども・子育て支援法第20条の規定による、保育の必要性の認定の基準を定める条

例を新たに定めるものでございます。

それでは、条例の概要説明資料のほうをごらんください。

現行の豊能町立保育所保育の実施条例に規定しております、保育の実施基準から、主な変更点としては、第2条第1号で、保護者の1カ月当たりの労働時間を64時間以上とすることを新たに規定しております。

次に、第2条第6号から第12号までの規定につきましては、子ども・子育て支援法施行規則に準じて新たに追加をしております。

なお、附則といたしまして、施行期日は子ども・子育て支援法の施行日としておりますが、経過措置として、条例の施行日から1年間は1カ月当たりの労働時間を96時間以上としております。

また、児童福祉法24条の改正に伴い、豊能町立保育所保育の実施条例は廃止することとしております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第6「第48号議案 豊能町税条例等改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第48号議案、豊能町税条例等改正の件について御説明申し上げます。

議案書の6ページをお開き願います。

今回の改正は、地方税法の改正に伴う軽自動車税の税率の改定、その他の必要な規定の整備並びに軽自動車税の減免対象の拡大及び減免申請手続の簡略化を行うものでございます。

それでは、条例の主な改正点について御説明申し上げます。条例の概要説明資料を

ごらん願います。

まず1点目は、町民税に関する改正についてでございます。

①については、法人税法において、外国法人に対する課税、申告の制度が見直されたため、所要の改正を行うものでございます。

②については、一定の公社債等の利子譲渡益、償還益について、株式の配当譲渡と同様の課税方法とするともに、上場株式との損益通算の対象とするものでございます。

③については、合併により他の公益法人に移転された非課税財産について、引き続き非課税措置とするものでございます。

次に、2点目は、軽自動車税の課税の見直しについてでございます。

①については、平成27年度以降に新規取得される軽自動車の税率を、自家用自動車は現行の1.5倍、その他は1.25倍に引き上げるものでございます。これは、平成27年4月1日取得のものから適用し、それまでのものについては現行の税率を適用いたします。

②については、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車につきましては、平成28年度分から標準税率のおおむね20%の重課税を行うものでございます。

③については、原付等の二輪車の税率を現行の1.5倍に、下限を2,000円として引き上げるものでございます。これは、平成27年度課税分から適用いたします。

④については、身体障害者等に対する軽自動車税の減免について年齢要件を削除し、減免事由に異動がない場合の翌年度以降の申請手続を簡略化するものでございます。

なお、その他引用条項の移動など、法改正に伴う所要の改定、規定の整備もいた

します。

この条例は、平成27年1月1日から施行するものですが、附則においてそれぞれの改正点の適用日及び経過措置を定めております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第7「第49号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩山教育総務課長。

○教育総務課長（塩山博之君）

第49号議案、豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援法の関連法である子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の中で、児童福祉法第6条の3第2項の改正に伴い、本町の留守家庭児童育成室の入室の許可の要件に係る規定について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、概要説明資料に基づき、本条例案の改正点について御説明申し上げます。

第2条第2項第3号で、育成室の入室許可の要件を、小学校の第1学年から第3学年までを、小学校の全学年を対象とするものでございます。

次に、第2条第2項第2号でございますが、主に児童福祉法の規定を参考に文言整理したものでございます。

なお、施行の期日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の

一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日としております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第8「第50号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第50号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の14ページをお開きください。

今回の改正は、健康保険法施行令等の改正に伴い、出産育児一時金の支給額の見直しを行うものでございます。

産科医療補償制度が平成21年1月から始まり、本町においても出産育児一時金39万円に掛金3万円を加算して42万円を支給してきましたが、今回、産科医療補償制度掛金の見直しが行われ、1万6,000円に引き下げられるに当たり、引き下げ額1万4,000円を基本分に加算することによって、これまでの支給額42万円を維持しようとするものでございます。

条例の内容ですが、本条例第6条第1項に規定する出産育児一時金39万円を40万4,000円に、産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、出産育児一時金の支給額を3万円を上限として加算するものとするただし書きを、1万6,000円に改正するものでございます。

なお、この条例は、平成27年1月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

ます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第9「第51号議案 豊能町下水道条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第51号議案、豊能町下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を説明させていただきます。

下水道事業特別会計の健全な事業経営を確保するため、下水道使用料の額の改定を行うものでございます。

改定内容としまして、豊能町下水道条例第19条第1項の表中を改めるものでございます。

概要説明資料をごらんいただきますようお願いいたします。

下水道の基本使用料1カ月につき、1,000円から1,200円に改定し、従量使用料の1立方メートルにつき10立方メートル以下の分で30円から40円に、20立方メートル以下の分で60円から70円に、30立方メートル以下の分で90円から100円に、40立方メートル以下の分で120円から130円に、70立方メートル以下の分で150円から170円に、100立方メートル以下の分で190円から210円に、100立方メートルを超える分で230円から250円に改定するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成27年4月1日より施行するものでございます。

適用区分としまして、改正後の豊能町下水道条例第19条第1項の規定は施行日以降の使用に係る使用料に適用し、施行日までの使用に係る使用料については従前の例によるものとします。

なお、使用料の算定基準となる水道の使用水量は、施行日の直前の計量の日翌日から施行日以降最初の計量の日までの間は、各日均等に使用したものとみなすものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜り御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第10「第52号議案 豊能町立公民館条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩山教育総務課長。

○教育総務課長（塩山博之君）

第52号議案、豊能町立公民館条例改正の件について、提案理由の説明を申し上げます。

豊能町財政健全化推進プランに基づき、歳入の確保と受益者負担の適正化を図るため、町立公民館の使用料を改定するものでございます。

それでは、条例の概要説明資料に基づき、本条例案の改正点について御説明申し上げます。

内容といたしましては、使用料の基本的な考え方に準じ原価計算をするとともに、近隣状況も勘案した上で改定を行うものです。

中央公民館につきましては現行使用料より一律20%引き上げ、西公民館につきましては現行使用料より一律10%の引き上げをするものでございます。

なお、陶芸窯につきましては中央公民館、西公民館とも同様の料金体系ですので、現行使用料より10%引き上げするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日より施行するものとしております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第11「第53号議案 豊能町立総合体育施設条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩山教育総務課長。

○教育総務課長（塩山博之君）

第53号議案、豊能町立総合体育施設条例改正の件について、提案理由の御説明をさせていただきます。

電気料金の高騰に伴い、受益者負担の適正化を図るため、町立総合体育施設の利用料金の上限の額の改定を行うものです。

それでは、条例の概要説明資料に基づき、本条例の改正点について御説明申し上げます。

内容といたしましては、専用利用料金、個人利用料金、定期利用料金の引き上げを行うものです。

また、個人利用料金及び定期利用料金を半額とする者の対象年齢を、満65歳以上から満75歳以上に改め、満65歳以上75歳未満の者を対象に、利用料金を3割減額するものです。

また、スポーツ振興法の全部改正に伴い、規定を整備するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日より施行し、経過措置として平成27年6月1日以降の使用から適用するものです。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第12「第54号議案 豊能町公共下水道水洗便所改造資金貸付基金条例廃止

の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第54号議案、豊能町公共下水道水洗便所改造資金貸付基金条例廃止の件につきまして、提案の理由を御説明させていただきます。

下水道法第11条の3第1項の規定により、下水道処理区域内において水洗便所に改造しなければならない期限の3年が既に経過しており、近年、貸付もないことから、豊能町公共下水道水洗便所改造資金貸付基金条例を廃止するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜り御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第13「第55号議案 平成26年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中井副町長。

○副町長（中井勝次君）

第55号議案、平成26年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

平成26年度豊能町一般会計補正予算（第6回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,985万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億4,191万6,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまでの「第

1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして、繰越明許費でございますが、6ページをお開き願います。「第2表 繰越明許費」のとおり、耕地災害復旧事業について、年度内に完了することが難しいため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、第3条といたしまして、地方債の補正でございますが、7ページの「第3表 地方債補正」をごらん願います。臨時財政対策債について、発行可能額の確定に伴い、限度額を減額するものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容について、まず歳出から御説明申し上げます。

人件費につきましては、主に給与条例改正に基づく所要額及び人事異動に伴う所要額について補正しております。

また、特別会計繰出金についても、主に人件費の補正を繰り出すものでございます。

以下、それら人件費と特別会計繰出金を除く部分について御説明申し上げます。

17ページをお開き願います。

総務費の目1・一般管理費の7. 基金管理事務事業でございますが、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てるものでございます。

目9・電子計算費の3. 住民情報化推進事業でございますが、社会保障税番号制度対応システム改修の負担金を補正するものでございます。

次に、20ページでございます。

民生費の目1・社会福祉総務費の8. 障害者自立支援事業及び10. 障害者地域生活支援事業でございますが、障害者自立支援給付費及び地域生活支援事業に係る給付費を補正するものでございます。

次に、21ページの目4・育成室運営費

の2. 留守家庭児童育成室管理事業でございますが、留守家庭児童育成室の対象児童拡充に伴い、ふるさと寄附を活用し、環境整備を図るものでございます。

次に、27ページでございます。

消防費の目2・常備消防費の2. 消防活動事業でございますが、新規採用職員に貸与する被服物品に係る費用を補正するものでございます。

歳出の御説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

11ページへお戻り願います。

款9・地方特例交付金及び款10・地方交付税でございますが、いずれも交付金と普通交付税の交付額の確定に伴い減額するものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

国庫支出金の目1・民生費国庫負担金でございますが、歳出のところ御説明申し上げました障害者自立支援給付費等に対し交付されるものでございます。

次に、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金でございますが、これも歳出のところ御説明申し上げましたとおり、社会保障税番号制度対応システム改修事業に対して交付されるものでございます。

次の目2・民生費国庫補助金は、これも歳出のところ御説明申し上げました地域生活支援事業に対して交付されるものでございます。

次に、13ページの款15・府支出金の民生費負担金と、民生費府補助金でございますが、それぞれ障害者自立支援給付費等及び地域生活支援事業に対して交付されるものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

繰入金の目1・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として繰り入れるものでございます。

次に、目5・ふるさとづくり基金繰入金でございますが、留守家庭児童育成室管理事業の財源として繰り入れるものでございます。

款19・繰越金でございますが、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

最後に、15ページの款21・町債でございますが、7ページの「第3表 地方債補正」のところ御説明申し上げたとおりでございます。

御説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第14「第56号議案 平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第56号議案、平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、人件費事業によるものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出の予算の総額に、それぞれ99万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を29億3,720万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出より説明いたします。

お手元の補正予算書6ページをお開きください。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の人件費事業99万2,000円は、人事院勧告に基づく給与改定に係る所要額及び人事異動等に伴う所要額につきまして、給与費を補正するものでございます。

続いて、歳入の説明をいたします。

5ページをお開きください。

目1・一般会計繰入金99万2,000円は、人件費分全額を一般会計から繰り入れるものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第15「第57号議案 平成26年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第57号議案、平成26年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第1回）について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、人件費事業によるものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出の予算の総額に、それぞれ110万9,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額を1億1,878万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出より説明いたします。

お手元の補正予算書6ページをお開きください。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の人件費事業110万9,000円は、人事院勧告に基づく給与改定に係る所要額及び人事異動等に伴う所要額につきまして、給与費を補正するものでございます。

続いて、歳入の説明をいたします。

5ページをお開きください。

目1・繰入金の一般会計繰入金110万9,000円は、人件費分全額を一般会計から

繰り入れるものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第16「第58号議案 平成26年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第58号議案、平成26年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、介護保険制度改正の中で、平成27年4月施行が予定されている第1号保険料の多段階化軽減強化などに対応するためのシステム改修及び人件費事業によるものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出の予算の総額に、それぞれ592万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億2,281万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出より説明いたします。

お手元の補正予算書6ページをお開きください。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費のうち、人件費事業74万円、下段の目1・包括的支援事業費等費の人件費事業73万5,000円は、人事院勧告に基づく給与改定に係る所要額及び人事異動に伴う所要額等につきまして、職員手当や給料、共済費を補正するものでございます。

上段、目1・一般管理費の介護保険事務事業445万2,000円は、平成27年4月から施行される制度改正に伴うシステム改修費用として補正するものでございます。

続いて、歳入の説明をいたします。

5ページをお開きください。

款3・国庫支出金、目4・介護保険事業費国庫補助金149万2,000円は、歳出で説明いたしましたシステム改修費に係る国の補助金で、下段の目4・その他一般会計繰入金は、人件費分全額及びシステム改修費の町負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第17「第59号議案 平成26年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第59号議案、平成26年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第1回）につきまして御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算補正につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額から、それぞれ183万6,000円を増額し、歳入歳出それぞれ5億5,902万9,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、人事院勧告と人事異動による人件費の補正でございます。

それでは、歳出より御説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

款1・下水道費、項1・下水道管理費で82万5,000円を増額でございます。

次に、款1・下水道費、項2・下水道整備費で101万1,000円を増額でございます。

続きまして歳入の御説明を申し上げます。

5ページをお開き願います。

款5・繰入金、項1・一般会計繰入金で183万6,000円を増額するものでございます。人件費に対する一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りまして御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第18「第60号議案 平成26年度豊能町水道事業会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第60号議案、平成26年度豊能町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、会計制度の改正に伴う特別利益の計上と、人事院勧告による人件費の補正でございます。

それでは、補正予算書1ページをお開き願います。

第1条で、平成26年度豊能町水道事業会計の補正予算第1号は、次に定めるところによるものでございます。

第2条で、平成26年度豊能町水道事業会計予算第3条で定めました収益的収入及び支出の予算額を補正するものでございます。

まず、収益的収入で、水道事業収益の特別利益で1億1,683万6,000円を増額するものでございます。これは会計制度改正により、修繕引当金と退職給与引当金を特別利益として収入するものでございます。

2ページをお開き願います。

収益的支出で、水道事業費用の営業費用で398万円を増額するものでございます。これは、人事院勧告による人件費の補正で

ございます。

以下、補正予算の実施計画以降の説明につきましては省略させていただきます。

以上でございます。どうかよろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、12月9日午前9時30分より会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後1時45分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定について

- 第 3 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 4 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 4 7 号議案 豊能町保育の必要性の認定の基準を定める条例制定の件
- 第 4 8 号議案 豊能町税条例等改正の件
- 第 4 9 号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件
- 第 5 0 号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第 5 1 号議案 豊能町下水道条例改正の件
- 第 5 2 号議案 豊能町立公民館条例改正の件
- 第 5 3 号議案 豊能町立総合体育施設条例改正の件
- 第 5 4 号議案 豊能町公共下水道水洗便所改造資金貸付基金条例廃止の件
- 第 5 5 号議案 平成 2 6 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 5 6 号議案 平成 2 6 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 5 7 号議案 平成 2 6 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算の件
- 第 5 8 号議案 平成 2 6 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 5 9 号議案 平成 2 6 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
- 第 6 0 号議案 平成 2 6 年度豊能町水道事業会計補正予算の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 2番

同 3番